

### 広島県人事委員会告示第三号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項の規定によって、県統計調査を次のとおり実施する。

平成二十一年四月三十日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

- 一 調査を行う者の名称  
広島県人事委員会
- 二 調査の名称  
給与、勤務条件等に関する調査
- 三 調査の目的  
地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与等を民間の従業員の給与等と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。
- 四 調査対象の範囲  
広島県内における企業規模五十人以上かつ事業所規模五十人以上の民間事業所
- 五 報告を求める事項  
給与、勤務条件等に関する事項
- 六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間  
報告を行う日
- 七 報告を求める者  
1 数  
約三百事業所  
2 選定方法  
無作為抽出
- 八 報告を求めるために用いる方法  
訪問調査
- 九 報告を求める期間  
1 調査の周期  
一年  
2 調査の実施期間又は調査票の提出期限  
平成二十一年五月一日から平成二十一年六月十八日まで